

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望書

アスベストによる健康被害が社会問題化する中、昨年9月、経済産業省からアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査結果が公表され、また、環境省から都道府県を通じて各市区町村にアスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について通知されたところである。各市区町村においては、この通知を受けて具体的な対応を検討しているところであるが、製品ごとのアスベスト使用箇所や含有量、今後廃棄物として出される予測数量、また、現処理体制で処理する場合の危険性の評価等全く知見のない中で、住民への責任ある対応やアスベスト含有家庭用品を適正且つ現実的に処理することは非常に難しい状況にある。

現在、国においてアスベスト含有家庭用品廃棄物の適正な処理方法や処理システムのあり方について検討していると聞いているが、市区町村の置かれている状況を踏まえ、早急に適正且つ現実的な対応が図られるよう、下記の事項について要望する。

- (1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。
- (2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立つて行うこと。
- (3) アスベスト含有家庭用品の使用に伴う健康影響等を明確にし、速やかに公表するなど適切な情報を国民に周知すること。
- (4) アスベスト含有家庭用品に関する総合的な窓口を開設すること。
- (5) アスベスト含有家庭用品の処理システムの構築にあたっては、製造者の責任を考慮したシステムとすること。
- (6) 市区町村が実施することとなるアスベスト対策に対しては、必要な財政支援措置を講ずること。
- (7) アスベスト含有家庭用品の適正な処理等については、定量的なリスク評価を的確に行い、過度な処理システムとならないようにすること。
- (8) 処理作業員へのアスベストによる暴露防止を図るため、アスベスト処理時の作業基準や安全基準を策定するとともに、講じるべき措置や対策に係るマニュアル等も策定すること。

平成18年1月23日

社団法人全国都市清掃会議
会長 中田 宏

アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望の実施について

<p>要望先</p>	<p>環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長 由田秀人様 廃棄物対策課長 粕谷明博様</p>	<p>経済産業省 製造産業局 参事官 上田隆之様 住宅産業窯業建材課長 荒木由季子様 商務情報政策局 消費経済部製品安全長 清水喬雄様 産業技術環境局 環境指導室長 堀 史郎様</p>	<p>厚生労働省 労働基準局長 青木 豊様</p>
<p>要望日</p>	<p>平成 18 年 1 月 23 日（松本楼にて）</p>	<p>1 月 24 日（経済産業省）</p>	<p>1 月 30 日（厚生労働省）</p>
<p>要望者</p>	<p>中央適困協委員、専務理事、事務局</p>	<p>専務理事、事務局</p>	<p>専務理事、事務局</p>
<p>要望項目</p>	<p>(1) アスベスト含有製品の製造等の全面禁止を早急に行うこと。</p> <p>(2) アスベスト問題の歴史的経緯と緊急性、深刻性に鑑みれば、長期的視点に立った抜本的な対応が必要であり、国、自治体及び企業の責任を明確にして完全処理できる広域的処理体制を構築すること。また、アスベスト含有家庭用品への対応は、単に廃棄物処理に係る視点だけではなく、国民の健康維持や環境への配慮など広い視野に立つて行うこと。</p> <p>(3) アスベスト含有家庭用品の使用に伴う健康影響等を明確にし、速やかに公表するなど適切な情報を国民に周知すること。</p> <p>(4) アスベスト含有家庭用品に関する総合的な窓口を開設すること。</p> <p>(5) アスベスト含有家庭用品の処理システムの構築にあたっては、製造者の責任を考慮したシステムとすること。</p> <p>(6) 市区町村が実施することとなるアスベスト対策に対しては、必要な財政支援措置を講ずること。</p> <p>(7) アスベスト含有家庭用品の適正な処理等については、定量的なリスク評価を的確に行い、過度な処理システムとならないようにすること。</p> <p>(8) 処理作業へのアスベストによる暴露防止を図るため、アスベスト処理時の作業基準や安全基準を策定するとともに、講じるべき措置や対策に係るマニュアル等も策定すること。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>